

令和7年10月2日
北海道運輸局自動車交通部

タクシー運賃改定手続きを開始します ～釧路地区～

釧路地区(※1)の法人タクシー事業者から労働条件の改善、燃料価格の高騰などを理由に運賃改定申請があり、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、同地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割に達しました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※2)の収支率が100%を下回り、事業の継続に必要となる運賃収入が得られていないことから、運賃改定が必要と判断いたしました。

現在、釧路地区は、釧路A地区と釧路B地区においてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※1 釧路地区

釧路A地区:釧路交通圏(釧路市(ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。)、釧路町)

釧路B地区:根室市、厚岸川上圏(厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町)、阿寒白糠圏(釧路市(ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧阿寒町及び旧音別町の区域に限る。)、鶴居村、白糠町)、中標津圏(別海町、中標津町、標津町、羅臼町)

※2 車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・三宅
TEL:011-290-2742

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

○ 運賃改定申請率

釧路 B 地区

